

SDGs実施指針（改訂版）に「貧困・格差の是正」と「ジェンダー平等」を明記することを求める意見書

政府は、2019年11月8日にSDGs実施指針改定案（骨子）を公表した。「SDGs実施指針」は、日本のSDGsへの取り組みに向けた最高レベルの国家戦略文書であり、この内容によって日本のSDGs達成も左右されることになる。

したがって、日本のSDGs達成のために、現状を分析し、不足している分野に注力することが重要である。2018年の世界SDGs達成度ランキングでは日本は15位。日本にとって最大の課題と指摘されている目標は、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」である。また、ベルテルスマン財団（ドイツ）の報告書は、日本はSDG5（ジェンダー）、SDG10（不平等）の取り組みに課題があると述べている。そうであれば、この2つの課題について、「優先課題」に追加するなり、他の優先課題とのかかわりで「横断的課題」として設定することが必要である。

特にSDGsでは、ジェンダー視点の主流化がSDGsの全てのゴールの実現に不可欠とされている。しかしながら、日本独自のSDGs実施の8つの優先課題ではジェンダー平等は明示的でなく、女性活躍（イコール労働参加）ばかりが前面に出ていた。その上、今回の改定案では、既存の実施指針で、唯一、ジェンダー平等に触れていた部分が削除されている。

「誰一人取り残さない社会」を達成するためには、活躍できなくとも尊重できる社会であることが必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、SDGs実施指針（改訂版）に「貧困と格差の是正」と「ジェンダー平等」を明記することを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月20日

三鷹市議会議長 石 井 良 司